

練馬区この1年

令和3年4月～令和4年3月



区役所マルシェの様子

3年4月

1日 保育所等利用待機児童数ゼロを実現

保育需要が高まる中、全国初の独自幼保一元化施設「練馬こども園」の創設や認可保育所等の増設に取り組んできた。こうした取組により、平成26年から3年までの7年間で、全国トップクラスとなる7,159人の定員増を達成し、国要領に基づく算定基準での待機児童数ゼロを実現した。

1日 社会福祉法人練馬区社会福祉事業団および東京ガス株式会社と協働し、超高効率燃料電池システムの実証試験を開始

(福)練馬区社会福祉事業団が運営する田柄特別養護老人ホームの敷地に、東京ガス(株)が開発した都市ガスから取り出した水素と空気中の酸素を反応させて電気をつくる超高効率燃料電池システムを設置し、発電した電力を施設に供給する取組を開始した。全国自治体で初の試みとなった。

区は、実証実験の場を提供することで、先進技術の開発を支援し、購入電力量や二酸化炭素排出量の削減効果、停電時における自立電源の確保等、福祉避難所等への設備導入の可能性を検証していく。



設置された超高効率燃料電池システム

1日 養育費取決めに係る公正証書作成費用等の助成を開始

ひとり親家庭の養育費の取決めに促進するため、弁護士による法律相談やパンフレットの作成・配布に加え、養育費に関する公正証書の作成費用や裁判所の調停等申立費用の助成を開始した。

1日 練馬区医師会館内に「医療連携・在宅医療サポートセンター」を開設

サポートセンターでは、区民が病院から退院するときの訪問診療医の調整や、在宅医療を受けている患者の一時入院のための後方支援病床の調整、在宅医療に新規参入する医師への支援等を行う。また、地域包括支援センターと連携し、医療と介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる仕組みづくりを推進していく。

1日 高齢者の健康の保持増進を総合的に支援する「高齢者みんな健康プロジェクト」を開始

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、区が保有する医療・健診・介護等のデータを活用し、健康の保持増進につなげる総合的な支援を開始した。

糖尿病重症化予防やフレイル(※)予防、健診未受診者への働きかけなどを管理栄養士・歯科衛生士・保健師の資格を持つ高齢者保健指導専門員と地域包括支援センターなどの関係機関が連携して個別訪問を行うほか、地域の教室事業等を実施し、継続的に支援を行っていく。

※フレイル:

加齢により心身の働きが弱くなり、活力が低下してきた状態のこと。

1日 室内版VR地震体験システムとオーディオガイドの運用開始

2年7月に導入した全国初となる起震車でのVR(仮想現実)地震体験システムに加え、室内でも地震が体験できるように、3年度は室内版VR地震体験システムの運用を開始した。この地震体験のほかに家族の安否確認方法、避難行動などの防災学習を組み合わせた発災体験ツアーを提供した。

また、区の被害予想や耐震化・家具転倒防止対策など、10の防災情報を多言語で解説するオーディオガイドを導入した。スマートフォンなどで二次元バーコードを読み取り、日本語・英語・中国語・韓国語の4か国語から選択して視聴できる。

16日 動画版「赤ちゃん準備教室」を公開

新型コロナウイルス感染症により、多くの病院で母親学級が中止となり、区の母親学級・両親学級への申込が多く寄せられていた。こうした要望を受け、自宅で安心して妊娠期や出産後に向けた準備ができるように、赤ちゃん準備教室の動画を公開した。

出産までの流れ・沐浴・妊産婦と赤ちゃんの歯の健康・栄養を網羅している動画の公開は、23区で初となる。



「ママと赤ちゃんの歯の健康」の動画画面

5月

1日 四季の香ローズガーデンがリニューアルオープン

バラの香りを楽しむ庭として愛されてきた四季の香ローズガーデンのエリアを拡張し、リニューアルオープンした。バラの色あいを楽しむ「色彩のローズガーデン」と香りと手触りを楽しむ「香りのハーブガーデン」を新たなエリアとしてオープンした。

10日 大塚製薬株式会社と「区民の健康増進等に関する連携協定」を締結

区と大塚製薬（株）は、熱中症対策をはじめとした区民の健康維持・増進に取り組む協定を締結した。この協定により、災害時には医療救護所へ清涼飲料水や栄養補助食品等の支援を受けることができる。

6月

4日 第73代区議会議長にかしわざき強氏、第75代副議長に吉田ゆりこ氏が就任

新議長にかしわざき強氏（自民党）、新副議長に吉田ゆりこ氏（公明党）が選出された。

22日 大泉学園駅北口にデザインマンホール蓋を設置

都が実施する「デザインマンホール蓋設置等支援事業」を活用し、区ゆかりのアニメキャラクターである「メーテル（銀河鉄道999）」・「ラム（うる星やつら）」・「矢吹丈（あしたのジョー）」3種類のデザインマンホール蓋を大泉学園駅北口付近に設置した。



メーテル
（銀河鉄道999）

© 松本零士／零時社・東映アニメーション



ラム
（うる星やつら）

© 高橋留美子／小学館



矢吹丈
（あしたのジョー）

© 高森朝雄・ちばてつや／講談社

26日 期日前投票所の混雑状況をリアルタイムで配信

東京都議会議員選挙（7月4日執行）において、区内7か所の期日前投票所の混雑状況や所在地をウェブ上からリアルタイムで確認できるシステムを導入した。これは、新型コロナウイルス感染拡大防止および投票環境向上のため、23区では練馬区と板橋区が初めて導入した。

7月

1日 高齢者の補聴器購入費用助成事業の開始

加齢による聴力機能の低下は、認知症の発症要因のひとつともいわれている。高齢者の認知症予防や聴力低下のため閉じこもることによるフレイル（虚弱状態）予防を図ることを目的に、住民税非課税世帯等の65歳以上を対象に1人あたり25,000円を上限として補聴器の購入費用の助成事業を開始した。

6日 デンマークのオリンピック射撃選手団と上石神井小学校がオンライン交流会を開催

新型コロナウイルス感染症により、選手団との直接的な交流が制限される中、ホストタウンとなっているデンマークのオリンピック射撃選手団を応援するオンライン交流会を開催した。

交流会では、選手団の自己紹介のほか、写真を使った学校紹介、児童による選手団への質問等、活発なやりとりが行われた。



子どもたちがデンマーク選手団を応援する様子

17日 練馬総合運動場公園で東京2020オリンピック聖火リレー点火セレモニーを開催

練馬総合運動場公園において点火セレモニーが関係者のみの無観客で行われた。7月23日の開会式に先立ち、区内を走行予定だった32名の聖火ランナーが聖火を繋ぎ、ステージ上の聖火皿に聖火を灯した。



聖火を繋ぐ様子



事前キャンプを行った
エクアドルのパラリンピック陸上選手団

18日 区内小学校の児童が、昔ながらの方式で火をおこし、東京2020パラリンピックの聖火へ

8月24日の開会式に先立ち、石神井公園ふるさと文化館で、区内小学校の児童8人が、まいぎり式など昔ながらの方法で火をおこした。この火は、パラリンピック聖火の種火となり、8月20日に、都内区市町村の種火とともに「東京都の火」として、ひとつの火に統合された。



囲炉裏に集めた聖火の種火と参加者

8月

15日 エクアドルのパラリンピック陸上競技団が区内で事前キャンプを実施

ホストタウンとなっているエクアドルのパラリンピック陸上選手団21人が、新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、8月15～22日に練馬総合運動場公園で事前キャンプを実施した。

24日から始まった東京2020パラリンピックでは、女子走幅跳や女子砲丸投に出場した3人が、見事メダルを獲得した。

9月

4日 第1回日本サウンドスケープ協会賞を受賞

平成2年度に行った環境教育・啓発事業「ねりまを聴く、し・ず・け・さ10選」が、(一社)日本サウンド協会主催の第1回日本サウンドスケープ協会賞を受賞した。

当時の環境行政は、環境基準を超える騒音の規制や防止が中心だった。区民参加で「しずけさ」を感じる風景を選定した本事業は、環境の作り手としての市民とその環境認識に光を当てたことで関係学会から注目を浴び、社会への波及効果の大きさが評価された。



ねりまを聴く、
し・ず・け・さ10選
のポスター

6日 西武鉄道株式会社からとしまえんの資料を受領

2年8月末に閉園した遊園地としまえんで使用していた遊具、案内板、ポスターなどの資料の寄付を受領した。

受領した資料の一部は、石神井公園ふるさと文化館で、9月11日から開催した企画展「思い出のとしまえん」で展示するなど、区のイベント等で活用している。

25日 大泉学園町希望が丘公園が全面開園

元年度から進めてきた第2期工事が完了し、平成23年度から既に利用を開始している多目的運動場やテニスコートなどと合わせ、約2ヘクタールの公園として全面開園した。



園内に設けられた300㎡の屋根付き広場

10月

1日 練馬区医師会と連携し、「もの忘れ検診」を開始

区内在住の70歳と75歳の約14,000人を対象に、もの忘れ検診の受診券、自分でできる認知症の気づきチェックリスト、認知症ガイドブックを送付した。チェックリストの点数が一定以上の人、または点数に関わらずもの忘れが心配な人のうち希望者に対し、区内139か所の医療機関で4年2月28日までの期間、検診を実施した。

検診結果に応じて、地域包括支援センターが、専門医療機関への受診相談や介護予防事業など、一人ひとりに寄り添った支援を行っている。

4日 「保活支援サービス」で保育指数のシミュレーションを提供開始

LINEで約30問(所要15分程度)の質問に答えるだけで、入園選考の基準となる「保育指数」を場所や時間にとらわれずに試算可能となった。また、既存の保育園検索機能とも連携し、試算した指数と同じ指数以下の人が前年4月に入園した保育園を絞込検索できるようになった。

28日 区公式アニメキャラクター「ねり丸」誕生10周年記念展示を開催

区民・産業プラザで、8月に募集して大好評だった、ねり丸ぬり絵の応募作品の一部やねり丸誕生までの過程を紹介するパネルの展示などを11月3日まで行った。

記念展示終了後は、一部の図書館および石神井公園ふるさと文化館でも展示した。



10周年のロゴ

11月

1日 都市農業を知ってもらうため、各種の取組を開始

区役所アトリウムに農産物自動販売機「ねり丸直売所」を設置し、区内の農業者から届けられる、新鮮な練馬産農産物などの販売を始めた。また、設置にあわせて、区役所マルシェも開催した。

さらに、区内農産物直売所や練馬産農産物を使用しているお店が、直接情報を発信するアプリ「とれたてねりま」の運用を開始した。



農産物自動販売機
「ねり丸直売所」

12日 区民ボランティアと協働し、民有樹林地周辺の落ち葉清掃を開始

区内のみどりの4分の3は民有地のみどりが占めているが、所有者は、落ち葉清掃や樹木の手入れなど、多くの負担を抱えている。そこで、区の保護樹林に指定している中村・関町北・立野町の民有樹林地周辺で、12月までの数日間、区民ボランティアによる落ち葉清掃を行った。ボランティア募集では、100人を超える区民から応募があった。

この取組を通じ、地域でねりまの豊かなみどりを守り、未来へ引き継ぐ、「みどりを育むムーブメント」の輪を広げていく。

12月

15日 西武バス株式会社と「災害時における施設の提供等に関する協定」を締結

災害時、鉄道・バス等の交通機関が運行を停止した際、区からの要請に基づき、西武バス(株)練馬営業所で帰宅困難者を受け入れる。要請した日から概ね3日間受け入れ、物資(水・食料品など)や情報の提供を行う。

4年1月

20日 三菱自動車工業株式会社および東日本三菱自動車販売株式会社と、「災害時における電気自動車等からの電力供給の協力に関する協定」を締結

災害時にプラグインハイブリッド自動車等の貸与を受け、「動く蓄電池」として避難拠点(小中学校)などの緊急電源に活用する協定を締結した。今後は、避難拠点での訓練や電気自動車等の普及啓発活動の共同実施など連携を強化していく。

2月

28日 農商連携を初テーマに練馬ビジネスチャンス交流会を開催

販路拡大を目指す農業者と、農業者とつながりたい事業者の商談を後押しするため、区民・産業プラザで、練馬ビジネスチャンス交流会を開催した。交流会には、区内農業者7人と区内外27の事業者が参加した。

3月

3日 ロシアのウクライナ侵略に抗議

2月24日にロシアが開始したウクライナへの侵略に対し、練馬区長は、抗議声明を発表した。また、練馬区議会も同日、第一回定例会本会議において断固抗議する決議を行った。

15日 学校法人東京女子学院と「災害時における施設の提供等に関する協定」を締結

災害時、鉄道・バス等の交通機関が運行を停止した際、区からの要請に基づき、東京女子学院中学校・高等学校で帰宅困難者を受け入れる。要請した日から概ね3日間受け入れ、物資(水・食料品など)や情報の提供を行う。

28日 電子母子手帳アプリ「ねりますくすくアプリ(ねりすく)」配信開始

23区で初めて、子どもの健診記録との自動連携を実現したもので、これまで保護者が母子健康手帳に手書きで作成していた成長曲線の自動作成に対応した。また、予防接種スケジュールの確認や子育て情報の収集が、いつでもスマートフォン等から手軽にできるようになった。

令和3年4月～令和4年3月までの 新型コロナウイルス感染症に対する区の対応

3年4月

10日 まん延防止等重点措置の実施に伴い、練馬区方針を変更

4月9日、国は都等に対し、4月12日から5月11日までを期間とするまん延防止等重点措置を決定した。これを受け、都は同日、23区6市を区域とし、外出自粛や飲食店等における営業時間の短縮等を要請した。これらを踏まえ、区は、新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針を変更し、4月12日から5月11日までの期間、対応した。

12日 区立施設等で生理用品の無料配布を開始

コロナ禍で経済的に困っている女性を支援するため、4月から防災備蓄物資の生理用品2,000パックを、総合福祉事務所、保健相談所、男女共同参画センター等の区立施設や（福）練馬区社会福祉協議会を通じて配布した。

24日 緊急事態宣言・緊急事態措置の発出を受けて、練馬区方針を変更

4月23日、国は都等に対し、4月25日から5月11日までを期間とする緊急事態宣言を発出した。これを受け、都は同日、緊急事態措置を発表した。これらを踏まえ、区は、新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針を変更し、4月25日から5月11日までの期間、対応した。

5月

6日 新型コロナウイルス感染症対応借換特別貸付で中小企業の資金繰りを支援

区内の中小企業等を対象に、練馬区産業融資あっせん制度による債務を一括返済するための資金に、新たに必要になる資金を併せて一本化する「新型コロナウイルス感染症対応借換特別貸付」の申込の受付を開始した。

利率2%のうち、1.8%を区が負担することで、事業者の返済負担額の軽減と、計画的な返済につなげ、中小企業等の事業継続を支援した。また、事業者の利便性を図るため、区の産業融資あっせん制度で初めて電子申請による受付を導入した。

10日 緊急事態宣言・緊急事態措置の期間延長を受けて、練馬区方針を変更

5月7日、国は都等を対象とした緊急事態宣言の期間を5月31日まで延長した。これを受け、都は同日、人流の抑制を最優先とした緊急事態措置の期間を延長した。これらを踏まえ、区は、新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針を変更し、5月11日から5月31日までの期間、対応した。

12日 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の給付開始

3年4月7日、国は低所得の子育て世帯に対し、生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯分）を実施することを決定した。

これを受け、区は対象者のうち3年4月分の児童扶養手当受給者に対して児童1人当たり5万円の給付を開始した。また、3年5月以降に対象となる可能性のある世帯について、申請書を発送し、給付を順次開始した。

31日 緊急事態宣言・緊急事態措置の期間再延長を受けて、練馬区方針を変更

5月28日、国は都等を対象とした緊急事態宣言の期間を6月20日まで延長した。これを受け、都は同日、緊急事態措置の期間を延長した。これらを踏まえ、区は、新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針を変更し、6月1日から6月20日までの期間、対応した。

5月 週1回のPCR検査を区独自に実施

都は、入所系の高齢者施設等を対象に、4月から集中的にPCR検査を行う計画を策定、実施していた。また、（公財）日本財団は、高齢者施設の従事者に対する無料PCR検査事業を実施していた。そこで区は、都および（公財）日本財団が検査対象としない介護・障害福祉サービス事業所の利用者・従事者約2万人を対象に、3年5月上旬から4年3月までの期間、おおむね週1回のPCR検査を区独自に実施した。

5月 新型コロナウイルス感染症モニタリング検査を実施

国と都が実施するモニタリング検査に協力し、区内でPCR検査キットを配布した。5月中旬から下旬までの期間、練馬地区および石神井地区でそれぞれ3日程度実施し、1回に180セットを目標に配布した。

22日 小中学校および保育所等に勤務する区民への接種を優先的に実施

高齢者への接種体制が十分に確保できたことから、小中学校および保育所等に勤務する区民への接種を前倒しで進めるため、対象者7,800人に接種券を発送し、子ども関連の施設における感染症対策を強化した。

6月

1日 練馬区モデル本格稼働

ワクチン接種体制「練馬区モデル」の中心を担う地域の診療所・クリニックで個別接種が一斉にスタートし、多くの高齢者が身近な診療所で1回目の接種を受けた。個別接種の開始により区の接種能力は、週あたり約4万6千回まで拡充した。区の接種回数は、7月末までに約35万1千回に達する見通しで、区の高齢者約16万人全員が2回接種しても十分対応できる接種体制を確保した。

1日 介護者不在時の要介護者の支援を実施

高齢者や障害者を自宅で介護している家族が新型コロナウイルス感染症に感染し、入院等の療養が必要となる場合に、自宅に残る要介護者を支援することで、家族介護者が安心して療養できるよう、自宅へのヘルパー派遣事業を実施した。併せて、高齢者の一時宿泊先を新たに確保した。

17日 東京海上日動火災保険株式会社と「新型コロナウイルスワクチン集団接種会場開設に関する協定」を締結

東京海上日動火災保険（株）保有の石神井スポーツセンターに、1日あたり1,200人の接種が可能な大規模接種会場を開設する協定を締結した。なお、接種は7月30日から開始した。

19日 緊急事態宣言解除を受けて、練馬区方針を変更

6月17日、国は都等を対象とした緊急事態宣言を6月20日をもって解除し、6月21日から7月11日までの間、都等に対し、まん延防止等重点措置を実施すべき区域と決定した。これを受け、都は6月18日、23区等へ外出自粛や飲食店等における営業時間の短縮等を要請した。これらを踏まえ、区は、新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針を変更し、6月21日から7月11日までの期間、対応した。

7月

1日 ねりまプレミアム付商品券を販売

練馬区商店街連合会は、新型コロナウイルス感染拡大により深刻な影響を受けている区内商店街を支援するため、「ねりまプレミアム付商品券」を2年連続過去最高となる30%のプレミアム率で発売した。区は、事業費を補助し、支援を行った。

1日 生理用品の無料配布を継続

区内企業からの寄附を活用して、新たに5,000パックを購入し、4月から始めた無料配布を継続した。就労、健康など様々な悩みが相談できる窓口の一覧も併せて配布し、必要に応じ、緊急小口資金等特例貸付や住居確保給付金などの支援にもつなげた。

9日 緊急事態宣言・緊急事態措置の発出を受けて練馬区方針を変更

7月8日、国は都に対し、7月12日から8月22日までを期間とする緊急事態宣言を発出した。これを受け、都は同日、緊急事態措置を発表した。これらを踏まえ、区は、新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針を変更し、7月12日から8月22日までの期間、対応した。

28日 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）の給付開始

3年5月28日、国は低所得の子育て世帯の生活を支援するため、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯以外分）を実施することを決定した。

これを受け、区は対象者のうち3年4月分の児童手当受給者または特別児童扶養手当受給者で、3年度分の住民税均等割が非課税である者に対して、児童1人当たり5万円の給付を開始した。また、3年7月以降に対象となる可能性のある世帯について、申請書を発送し、給付を順次開始した。

30日 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給開始

3年6月11日、国は新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、総合支援資金特例貸付を利用できない世帯に対し、生活困窮者自立支援金を支給することを決定した。

これを受け、区は対象と思われる世帯へ申請書類を発送し、順次支給を開始した。

30日 緊急事態宣言・緊急事態措置の期間延長を受けて、練馬区方針を変更

7月30日、国は都等に対し、緊急事態宣言を8月31日まで発出および延長した。これを受け、都は同日、緊急事態措置を延長した。これらを踏まえ、区は、新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針を変更し、8月31日までの期間、対応した。

8月

18日 緊急事態宣言・緊急事態措置の期間再延長を受けて、練馬区方針を変更

8月17日、国は、都等に対し、緊急事態宣言を9月12日まで発出および延長した。これを受け、都は同日、緊急事態措置の期間を延長した。これらを踏まえ、区は新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針を変更し、9月12日までの期間、対応した。

9月

1日 短縮授業で新学期を始業

1日から緊急事態宣言解除の日まで、小中学校および小中一貫教育校において、朝は通常通りの登校で午前授業とする一斉短縮授業を実施した。各学校の給食開始日以降は、給食を食べた後に下校し、放課後は学童クラブなどの実施により、子どもの居場所を確保した。

1日 妊婦等への優先接種を実施

感染すると重症化および早産のリスクが高まるとされている妊娠中の人およびその配偶者等に対し、順天堂大学医学部附属練馬病院および集団接種会場で、ワクチンの優先接種を開始した。

10日 緊急事態宣言・緊急事態措置の期間再々延長を受けて、練馬区方針を変更

9月9日、国は都等を対象とした緊急事態宣言を9月30日まで延長した。これを受け、都は同日、緊急事態措置の期間を延長した。これらを踏まえ、区は、新型コロナウイルス感染症

に対する練馬区方針を変更し、9月30日までの期間、対応した。

17日 自宅療養者への医療提供体制を強化

自宅療養者の症状が悪化した際、早期に医療につなげられるよう医師会、薬剤師会、区内訪問看護事業所および都と連携し、「かかりつけ医等による健康観察」「在宅療養支援」「練馬区酸素ステーションの設置（光が丘第七小学校跡施設）」の3つの柱の取組により、医療提供体制の強化を図った。

29日 緊急事態宣言の解除を受けて、練馬区方針を変更

9月28日、国は都等を対象とした、緊急事態宣言を9月30日をもって解除することを決定した。これを受け、都は同日、10月1日から10月24日までの期間をリバウンド防止措置期間とし、飲食店等に営業時間の短縮等を要請した。これらを踏まえ、区は、新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針を変更し、10月1日から10月24日までの期間、対応した。

10月

1日 練馬区就職支援給付金の給付開始

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活困窮に陥った方の就職による早期自立を支援するため、3年10月以降に就職・事業を開始した住居確保給付金等の受給者に対し、区独自に32,000円の就職支援給付金の給付を開始した。

18日 練馬区酸素・医療提供ステーションで「中和抗体療法」を開始

軽症・中等症患者の重症化を防ぐため、中和抗体療法を開始した。これに併せて、「練馬区酸素ステーション」から「練馬区酸素・医療提供ステーション」へと名称を変更した。

22日 リバウンド防止措置期間の終了を受けて、練馬区方針を変更

10月21日、都は10月24日をもってリバウンド防止措置期間を終了し、10月25日から11月30日までの間を基本的対策徹底期間とした。これを受け、区は、新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針を変更し、10月25日から11月30日までの期間、対応した。

22日 未接種者へ勧奨チラシを送付

更なる接種率向上のため、未接種者を対象に、ワクチン接種の勧奨チラシを個別に郵送した。

22日 中学3年生への優先接種を実施

受験を控えた中学3年生が安心して学習や進学準備を行えるように、東京海上日動石神井スポーツセンターで優先接種を実施した。

11月

3日 自宅療養者支援物資の提供を開始

自宅療養者に対し、感染防止の観点から外出制限を課しているため、都では配食事業を実施し、支援を行っている。区は、都の事業を補完することを目的として、独自に自宅療養者支援物資の提供を開始した。

11日 練馬区モデル【3回目接種】を公表

「集団接種会場の増」「土日・夜間の実施」「ワクチン配送センターの設置」の3つの新たな取組を盛り込んだ3回目接種実施計画を公表した。

13日 訪問接種を開始

集団接種会場または個別接種会場での接種が寝たきり等で困難な人を対象に、医師・看護師等による訪問接種を開始した。1回目接種は11月に、2回目接種は12月に行い、それぞれ5日間実施した。

26日 国・都の方針を受けて、練馬区方針を変更

11月19日、国は「新たなレベル分類の考え方」に基づき、基本的対処方針を変更した。これを受け、都は11月25日、今後の対策の基本的な考え方を示すとともに、感染状況を示す4段階のレベルと各レベルの措置内容を公表した。また12月1日から最も警戒度の低い「レベル1」の期間を、引き続き基本的対策徹底期間とした。これらを踏まえ、区は、新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針を変更し、12月1日から「レベル1」の状況にある期間、対応した。

12月

1日 キャッシュレス決済サービス「PayPay」を利用したキャンペーンで区内のお店を支援

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている商店街を含む区内の中小店舗を支援するため、キャッシュレス決済サービス「PayPay」を使って、区内約5,300の対象店舗で買い物をすると、支払額の最大20%分（上限あり）のポイントが戻ってくるキャンペーンを12月31日まで実施した。

7日 第四回練馬区議会定例会で補正予算案を可決

練馬区モデルによる3回目接種や酸素・医療提供ステーションの運営に係る経費など感染拡大第6波に備えるための経費、国の経済対策による子育て世帯への臨時特別給付経費などに要する約98億円の補正予算案が、原案どおり可決された。

24日 子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金・追加給付金・支援給付金）の給付開始

3年11月19日閣議決定「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」で、国は子育て世帯については、児童を養育している人の年収が960万円以上（扶養親族等が児童2人と年収103万円以下の配偶者の場合の目安）の世帯を除き、0歳から高校3年生までの子ども（平成15年4月2日から4年3月31日までの間に出生した児童）に1人当たり10万円相当の給付を行うことを決定した。

当初、国は給付金の支給方法について、3年中に5万円の現金給付、翌年春の卒業・入学・新学期に向けて、5万円相当のクーポンを基本とした給付を想定していた。これを受け、区は、対象となる3年9月分の児童手当受給者へ先行して、12月24日から現金5万円の給付を開始した。

クーポンを基本とした給付についても、国の方針変更により、現金給付が可能となったため、現金で給付することとした。先行して給付した対象者には、現金5万円の追加給付を4年1月13日から行い、その他の対象となる世帯については、現金10万円の一括給付を2月9日から順次開始した。

また、2月7日、国は支給要領を見直し、離婚等により現に児童を養育しているにもかかわらず給付金を受け取れなかった対象者への給付（支援給付金）を行うことを決定した。これを受け、区は対象となる可能性のある世帯について、2月21日から順次受付を開始した。

24日 高齢者施設での3回目接種開始

高齢者施設へ入所している高齢者への3回目接種を開始した。

27日 第二回練馬区議会臨時会で補正予算案を可決

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金等の支給などに要する約153億円の補正予算案が、原案どおり可決された。

4年1月

6日 一般高齢者への3回目集団接種を開始

高齢者施設入所者等への接種について一定の完了が見込まれたため、高齢者施設等に入所していない一般高齢者への3回目接種を前倒しし、開始した。

11日 都の方針を受けて、練馬区方針を変更

1月7日、都は1月11日から1月31日までの間、都民および事業者に対し、基本的感染予防策の徹底など協力依頼・要請を行った。これを受け、区は、新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針を変更し、1月31日までの期間、対応した。

14日 医師および保健所職員が感染症対策に関する情報を発信

最前線で新型コロナウイルス感染症に対応している専門医のコラム「みんなが知りたい、コロナのこと」および自宅療養者への対応や濃厚接触者の積極的疫学調査を行っている職員が出演する感染症対策動画を区ホームページで公開した。

18日 3回目接種前倒しを決定

1月13日付け厚生労働省からの事務連絡を受け、高齢者施設等に入所していない一般高齢者および、18～64歳の接種を2月から前倒しすることとした。一般高齢者は2回目接種から7か月経過後に接種が可能であったが、6か月経過後に接種が可能になった。また、18～64歳は、2回目接種から8か月経過後に接種が可能であったが、7か月経過後に接種が可能になった。

20日 まん延防止等重点措置の実施に伴い、練馬区方針を変更

1月19日、国は都等に対し、1月21日から2月13日までを期間とするまん延防止等重点措置を実施すべき区域と決定した。これを受け、都は同日、都内全域に、都民の外出自粛や飲食店等における営業時間の短縮等を要請するまん延防止重点措置を発出した。これらを踏まえ、区は、新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針を変更し、1月21日から2月13日までの期間、対応した。

21日 保育士および教員等への3回目接種を前倒し子どもたちを感染から守るための対策を早く講じるため、2月以降、保育園、幼稚園および小中学校、学童クラブ等に勤務する保育士や教員、委託事業者などの区内在勤者も含めた職員を対象に、集団接種会場で3回目接種の実施前倒しを決定した。

また、高齢者に次いで重症化のリスクが高い基礎疾患を有する人へも7か月より早く、接種することを決定した。

27日 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給要件確認書を発送し、順次給付開始

3年11月19日閣議決定「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」にて、国は生活・暮らしへの支援として、住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり10万円を給付することを決定した。これを受け、区は、対象者へ支給要件確認書を発送し、4年2月7日から順次給付を開始した。

また、3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の水準となった世帯への給付を、順次開始した。

2月

1日 18～64歳の接種間隔を6か月に短縮

1月31日付け厚生労働省からの事務連絡を受け、18～64歳への3回目接種の接種間隔を7か月から6か月に前倒しして、集団接種会場で実施した。

11日 保育士・教員の3回目接種をさらに促進

子どもや保育士、教職員等の感染による休園・休校となる施設が増加しているため、集団接種会場において、子ども関連施設の職員の3回目接種をさらに進めることとし、1日100～400人の専用枠を新たに設けた。

11日 まん延防止等重点措置の延長に伴い、練馬区方針を変更

2月10日、国は都等に対するまん延防止等重点措置を3月6日まで延長した。これを受け、都は同日、まん延防止等重点措置を延長した。これらを踏まえ、区は、新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針を変更し、3月6日までの期間、対応した。

3月

1日 専門医のコラム「みんなが知りたい、コロナのこと」第二弾を公開

区内医療機関で診療にあたっている4人の医師に執筆を依頼し、コロナ禍でのこころの守り方や糖尿病対策、妊娠出産を無事に乗り切る方法や子どものお口の健康を守る方法に関するコラムを掲載した。多くの患者を診療する中で見えてきたコロナ禍を上手に乗り切る方法について、ポイントを取り上げている。

5日 まん延防止等重点措置の再延長に伴い、練馬区方針を変更

3月4日、国は都等を対象としたまん延防止等重点措置を3月21日まで延長した。これを受け、都は同日、まん延防止等重点措置を延長した。これらを踏まえ、区は、新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針を変更し、3月21日までの期間、対応した。

8日 小児用ワクチン接種を開始

5～11歳の小児用ワクチン接種を、8日から診療所、14日から病院、26日から集団接種会場で順次開始した。

8日 ホテルカデンツァ東京と「新型コロナウイルスワクチン集団接種会場開設に関する協定」を締結

ホテルカデンツァ東京が保有する光が丘ドームに新たな接種会場を開設する協定を締結し、13日から大人向け3回目接種と小児接種を実施した。午後から夜間にかけて接種したいというニーズに対応するため、午後1～9時に接種を行った。

18日 まん延防止等重点措置の解除に伴い、練馬区方針を変更

3月17日、国は都等を対象としたまん延防止等重点措置を3月21日をもって解除することを決定した。都は同日、3月22日から4月24日までの期間をリバウンド警戒期間とし、基本的な感染防止策の徹底等を要請した。これらを踏まえ、区は、新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針を変更し、3月22日から4月24日までの期間、対応することとした。

19日 区立施設等の集団接種会場で、予約なしでも接種可能に

勤労福祉会館、東京海上日動石神井スポーツセンターで3回目接種実施日に、従来の予約分に加え、1日30人の枠を設け、予約なしでも当日接種を可能にした。また、その他区立施設では、予約枠に空きがある場合、予約なしでも当日接種を可能とした。